

令和8年（フ）第735号

名古屋市東区芳野3丁目2番26号—2003

破産者 合同会社TAV

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第736号

名古屋市中区千代田2丁目3番4号

破産者 株式会社BLOWZRING

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第3532号

大阪府茨木市耳原2丁目1—5

破産者 株式会社GRAND・C・SEVEN

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第2026号

大阪府八尾市若林町1丁目76—3朝日生命八尾南ビル2階

破産者 株式会社ピーエス

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5828号

大阪市北区大淀南1丁目10番5—801号

破産者 Ad合同会社

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6077号

大阪市中央区南船場2丁目4番8号

破産者 株式会社ファーストネット

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第541号

大阪市西区南堀江1丁目16—11RE—008(3F)

破産者 株式会社ARSシステムズ

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1352号

堺市北区東浅香山町1丁228番地2

破産者 株式会社小宮技建

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1571号

大阪市淀川区十三本町3丁目4番24—506号

破産者 有限会社システムデザイン

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2578号

大阪府高槻市北柳川町3—1—217

破産者 株式会社雅龍

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2744号

大阪市淀川区西中島3丁目8—15新大阪ビルディング1202号室

破産者 株式会社アスグッド

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2884号

大阪市西淀川区竹島2丁目4番39号

破産者 株式会社西口商店

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第3070号

大阪市中央区島町1丁目1番1号島町ビル

破産者 有限会社エイトスソフト

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第189号

大阪府柏原市大県二丁目5番9—305号

破産者 潤光建機材株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第286号

兵庫県加古川市神野町神野1323番地の4

破産者 有限会社アレックス

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（フ）第229号

香川県高松市木太町5068番地5

破産者 有限会社増田工務店

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年（フ）第22号

香川県高松市香南町横井985番地11

破産者 株式会社和工業

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第23号

高知県安芸市本町二丁目11番14号

破産者 丸岡商事株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高知地方裁判所安芸支部破産係

令和8年（フ）第76号

福岡県久留米市六ツ門町22番地46

破産者 モノコトクリエイション株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和8年（フ）第77号

福岡県久留米市六ツ門町22番地46

破産者 浮世株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年（フ）第33号

山形県新庄市大字鳥越1488番地39

破産者 新和製作所有限会社

- 1 決定年月日 令和8年10月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

山形地方裁判所新庄支部

令和8年（フ）第42号

千葉県茂原市本小轡1136番地26

破産者 株式会社めいあん

- 1 決定年月日 令和8年10月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所一宮支部破産係